

群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例

平成19年3月27日

条例第19号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成19年における定例会の回数は、年1回とする。